

## 第36回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成21年11月16日（月） 16：00～17：45
2. 場 所：内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、御厨委員長代理、石川委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、野口委員、平澤委員、渡邊委員

### 4. 議事次第

- (1) (独) 国立公文書館について
  - ①平成21年度上半期業務執行状況
  - ②平成22年度予算概算要求状況
- (2) (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構について
  - ①平成21年度上半期業務執行状況
  - ②平成22年度予算概算要求状況
  - ③借上住宅規程等の制定
- (3) (独) 北方領土問題対策協会について
  - ①平成21年度上半期業務執行状況
  - ②平成22年度予算概算要求状況
- (4) (独) 国民生活センターについて
  - ①平成21年度上半期業務執行状況
  - ②平成22年度予算概算要求状況
- (5) 今後の予定等について

### 5. 議事

- 大森委員長 それでは、定刻でございますので、第36回の評価委員会を開催したいと思います。お手元でございます議事次第に則して議事を運びますけれども、本日は定足数を満たしておりますので早速始めたいと思います。
- 議事の前に、審議官から最近の状況報告がございます。
- 武川政策評価審議官 それでは、私の方から最近の前回の委員会以降の独法関係の政府の動きについてご報告させていただきます。
- まず、新年度の平成22年度の概算要求でございますが、新政権の発足に伴いまして、せんだって8月31日付で提出した予算は見直しを行いまして、改めて本年の10月15日に再提出となっております。

ます。

それから、21年度の補正予算、独法関係でも幾つかの補正予算を計上していたところでございますが、前政権で作成されました補正予算については10月16日に見直しによりまして、報道でございますが、総額3兆円弱の執行停止が閣議決定されたところでございます。内閣府、消費者庁関係の所管の補正予算では後ほど各独法から説明いたしますが、公文書館関係が5億円、沖縄大学院関係が31億5,000万円、それから北方協会が2億2,000万のそれぞれ停止になったところでございます。

3点目に、テレビでも御案内だと思いますが、行政刷新会議が置かれまして、現在各府省の行っております業務について見直しを行うということをやっております。11月11日からとりあえずは17日までがワンクールでございまして、また残りが11月下旬にございますが、そのうち独法関係は7省48件が仕分けの対象ということになっておりますが、内閣府、消費者庁所管の独法、先生方に御審議いただいている独法については、今回は対象にはならなかったということでございます。

4点目でございます。これも報道がございまして、各独法の役員につきましては9月29日の閣議決定で現在公務員OBが就任しているポストにつきましては、後任者は公募によって募集しろということになっております。公募期間は10月30日から11月25日ということで行っております。内閣府、消費者庁所管では北方協会と国民生活センターの各理事1名が公募の対象ということになっております。

選考につきましては、各独法におきまして役員選考委員会を設けて行うようにということでございますが、既にあったかもしれませんけれども、各独法に詳しい先生方にも各独法の選考委員会への委員の就任の依頼をさせていただいていると思います。その際は、この本委員会とは別のものがございますので、それぞれご判断、ご検討をいただきたいと考えております。以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。そういうことでございます。

それでは、早速議事に入ります。国立公文書館関係につきましてご報告をいただきます。では、よろしく申し上げます。上半期の業務執行状況と22年度概算要求と続けてご説明いたしましょう。

○山崎公文書館理事 理事の山崎でございます。それでは、まず最初に私の方からご挨拶を申し上げます。本来、館長がご挨拶をすることでございますが、国際的な公文書館の会議がございまして、そこに海外出張中でございますので、私の方からご挨拶申し上げます。

いつも公文書館の業務につきましてはお世話になっておりまして、厚く御礼申し上げます。最近の公文書館を取り巻く状況といたしまして、まず公文書管理法の成立が挙げられます。7月1日に公布されたわけでございますけれども、審議の過程で館長が衆議院の参考人質疑に参考人として出席いたしまして、国立公文書館としての立場を開陳いたしました。法案成立につきまして、公文書館も大きく寄与できたのではないかと考えております。

また、7月になりまして、公文書管理保存講習会を例年どおり行ったわけでございますけれども、国の機関の文書主管課長等を対象にして平成12年度から実施しているわけでございますが、公文書館法の成立も契機となったためでしょうか、95名という過去最高の参加人員となった次第でございます。

また、7月1日には館長等の交代がございました。菊地前館長が退任いたしまして、その後任とい

たしまして理事で執務を執っておりました高山が館長に就任いたしました。

また、理事には私、私は夏までは政策評価審議官で、内閣審議官併任で公文書管理法を担当していたわけですが、ここの理事に就任いたしました。独法評価の担当から評価される担当に代わったわけですが、今後ともよろしく願いいたします。

次に、懸案でございました司法との定め、従来より公文書館法で立法、司法の文章でも移管はできるんですけども、事実上協議が整っていなかったため移管できておりませんでした。この度、8月5日付で協議が整いまして、最高裁判所、司法との定めによりまして今後は定期的に司法文書の移管がなされる。これは大きな変化でございます。

また、立法府の文書の移管につきましても懸案となっておりますけれども、これにつきましては引き続き頑張っていきたいと考えております。

また、来年度の概算要求でございますけれども、公文書管理法が成立いたしましたので、新規に行うべき業務が格段に増大いたしますので、いろいろ各方面のご理解を得て10月半ばに出し直しの概算要求を提出いたしました。その中では、常勤職員30名、非常勤職員30名、合計60名の増員等を含む体制整備のための予算を盛り込んで要求いたしております。

また、毎年、年に2回行っております特別展示会でございますけれども、秋の特別展が10月30日から11月19日までの予定でございますが、天皇陛下御在位20年記念公文書特別展というものを開催しております。先週、11月5日には秋篠宮同妃殿下にお越しいただきまして、また10日には天皇皇后両陛下の行幸啓をいただきました。

以上、大体概要につきまして申し上げましたけれども、上半期の業務の詳細については引き続き職員からご説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

○大森委員長 それでは、簡潔にお願いします。

○村松公文書館次長 公文書館次長の村松でございます。よろしく願いいたします。それでは、上半期の業務執行状況につきまして、主なものをご報告いたします。

まず執行状況の資料をご覧くださいと思います。右側の執行状況欄です。1ページ、業務運営の効率化でございます。前年度に引き続きまして、一般競争入札等の拡大を進めているところでございます。

また、「業務・システム最適化計画」の最適化工程表に基づきまして、次のページでございますが、次期デジタルアーカイブ・システムの来年3月の稼働に向けまして、設計・開発業務が順調に進められているところであります。

3ページ以下、国民に対して提供するサービス、業務の質の向上に関する措置でございます。

(1)の体制整備でございます。これにつきましては、新たな公文書管理制度に向けた業務の拡充に対応するため、この4月から非常勤の公文書専門員11名を新規に採用したところであります。

おめくりいただきまして4ページ目でございます。ただいま理事からも申し上げましたように、司法機関からの移管につきまして、8月5日に長年の懸案でございました、司法との移管の定めについて申合せが締結されました。これによりまして、本年度内の移管に向け、事務的な協議を現在行っているところでございます。

5 ページ目に移りまして 2 行目、公文書の受入れでございます。20 年度の移管計画に基づきまして、上半期には一般行政文書、約 3 万 1,000 冊を受け入れました。これらにつきましては、受入れから 11 か月以内の公開、利用に供することを目標にしまして、現在目録作成作業を鋭意行っているところでございます。修復につきましては、計画どおり順調に作業が行われています。

下の方の vii) 電子公文書の移管・保存・利用システムでございます。これにつきましては、23 年度からの開始に向けてシステム設計の準備を行っております。

ページをおめぐりいただきまして、6 ページは展示会でございます。春には「旗本御家人」の特別展、夏には本館、つくば分館、それぞれで企画展を開催いたしました。秋の特別展はただいま理事が申し上げたとおりでございますが、お手元に目録をお配りさせていただきました。会期は 19 日まででございますので、是非お運びいただきたいと思います。

それから、下の方のマイクロフィルムの撮影につきましてはつくば分館、本館ともに順調に作業が進められているところでございます。

ページをおめぐりいただきまして 8 ページ目、④の「デジタルアーカイブ化の推進」でございます。今年度の当初分 132 万コマと、先ほど審議官からお話がありました補正予算で計上した 317 万コマ、合わせて 449 万コマをデジタル化する計画でございました。これにつきましては、政府における補正予算見直しということで、事業停止の要請がこの度ございましたので、補正予算の計上分につきましては画像化を見送ったところでございます。当初計画の 132 万コマにつきましては現在作業中でございます。

9 ページに移りまして、デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書でございます。デジタルアーカイブの導入を希望する地方公共団体の公文書館に対しまして、館で昨年作りましたシステム標準仕様についての説明会などを順次行っているところでございます。

⑤の研修でございます。これについては予定どおり実施しておりまして、受講者数は年度目標とした 100 名を超えて延べ 165 名となっております。

ページをおめぐりいただきまして 10 ページ目、情報の提供でございます。昨年同様、移管対象機関に出向いた説明会の実施と、各省事務次官等訪問などを行いました。

また、次のページでございますが、「国際アーカイブズの日」記念講演会、公文書館長会議、アーカイブス関係機関協議会などの場におきまして積極的に情報提供、意見交換を行いました。

おめぐりいただきまして 13 ページに飛びますが、「国際的な公文書館活動への参加・貢献」でございます。国際公文書館会議、ICA の東アジア地域支部、EAST ICA 総会、セミナーに館の役職員が出席するとともに、館長が会議の議長を務めたところであります。

15 ページ以下、アジア歴史資料センターのデータベースの構築でございます。

まず、平成 21 年度の 3 機関からの受入れにつきましては、9 月末までに約 106 万コマを入手いたしまして、現在データベース構築に向けた作業を行っているところでございます。

次に、平成 20 年度末までに受け入れた合計 253 万コマでございますが、これについては画像変換等の作業を進めまして、180 万コマについて受入れから 1 年以内の 9 月末までには一般に公開いたしました。また、残りの 20 年度の下期の受入れ分、73 万コマについても 1 年以内の公開を目指して作

業を行っているところであります。

ページをおめぐりいただきまして 16 ページ、「アジア歴史資料センターの広報」です。スポンサーサイト広告、バナー広告などのインターネットを利用した広報を行い、アクセス誘導に努めました。

また、キャンペーンポスターを国内外に広く配布いたしまして、アジ歴利活用の推進に努めたところであります。

更に、アジ歴データベースの一層の利用促進を図るために、国内外でセミナー、デモンストレーションを行いました。特に今年度は高等学校での活用が図られますように、歴史教科担当の教員に向けたセミナー等を積極的に開いて働きかけたところでございます。

以上、上半期の業務執行状況でございます。

○上野公文書館総務課長 続きまして、平成 22 年度国立公文書館の概算要求について説明させていただきます。

資料 2 の方をご覧くださいと思います。1 枚紙でございますが、表紙の方で、「平成 22 年度国立公文書館の概算要求額について」という資料でございます。

国立公文書館の概算要求は大きく 2 つございまして、まず運営費交付金でございます。最初の黒丸のところでございますが、公文書館の運営に必要な経費ということでございます。その算定方法につきましては、中期計画の中にかかれておりの算定ルールを用いまして算定しております。

それで、(2) の方にありますとおり人件費、先ほど理事のあいさつにありましたとおり、30 名の増員というものをしておりますために大幅に増えているということでございます。トータルにしまして 29 億円、対前年度比で 8 億 2,000 万円ほど、39.9% の増ということになってございます。

次に 2 つ目の丸ですが、独立行政法人国立公文書館施設整備費補助金でございます。これは、耐震診断結果を踏まえてその耐震改修工事を行うための経費でございます。トータルにしまして一番下の欄、30 億円強の要求になってございまして、対前年度比 9 億 8,000 万円、47.3% の増という形になってございます。

その中身でございますが、裏をご覧ください。この表は、収入と支出で区分したものでございます。その下の方に主だったものを書いてございます。主な新規あるいは拡充した事業につきまして 5 つに分類、整理したものでございます。

まず 1 番は「利用者の利便性向上のための経費」というところでございますが、デジタル化推進経費ということで、従来進めておりましたデジタル化につきまして更に進捗アップを図るための経費でございます。

それから、デジタルアーカイブシステム運用経費、これはシステムの更新を来年 2 月に行うことになっておりますので、それを平年度化といいますが、増える分につきまして来年度分を要求してございます。

それから、1 の 3 つ目の丸ですが、電子媒体による公文書、いわゆる電子文書の移管が 23 年 4 月から始まりますが、このためのシステム運用の経費を要求してございます。

2 でございますが、「専門職員等人材養成充実強化経費」ということでございます。

最初の丸ですが、公文書専門要員確保養成緊急対策経費ということで、先ほど理事から話がありま

したが、30人の常勤の増員と30人の非常勤の増員というものがございましたが、これは30人の非常勤の増員分でございます。

その次の2つの丸ですが、中間書庫及び歴史公文書管理等に関する海外状況調査と、文書管理に関する専門家の養成方法検討経費の2つでございます。これは、平成23年に予定されている法施行の準備の調査を行うための経費でございます。

3番の「アジア歴史資料情報提供事業費」でございますが、現在アジ歴で使用しておりますシステムにつきまして、23年9月で一応期限が切れるということで、23年10月からの新システムにつきましての仕様書の作成経費でございます。

4番が「一般管理費」でございます。

最初の丸は、本館中央監視装置等の更新ということで、本館中央で監視しています機械装置でございますが、平成6年に導入しましたもので劣化しておるということから、その更新をお願いしております。

それから、本館排水管等工事でございますが、これは東京都からの要請に基づきまして排水管工事を行おうというものでございます。

それから、定員増に伴う経費ということで、先ほどの体制整備60人のための事務所の借上げ、それから初度調弁等の経費でございます。

5の「公共施設の安全確保に必要な経費」は、本館建物の耐震改修工事に必要な経費ということで、これは19年6月の耐震診断におきまして危険な建物という判断がなされたためをお願いしているものでございます。

以上、簡単でございますが、概算要求の内容でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

以上のようなご説明ですけれども、何かご質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

この領域は、必要な人は確保できるんですか。

○山崎公文書館理事 現在、予算要求中でございます。

○大森委員長 予算はともかく、人は募集すれば集まるということですか。

○山崎公文書館理事 そこはいろいろと工夫したいと考えております。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。

それでは、以上にいたします。ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

(国立公文書館関係者退室・沖縄機構関係者入室)

○大森委員長 それでは、沖縄機構関係につきましてご報告をいただきます。短い時間でございますので、要領よく簡潔にお願い申し上げます。

○バックマン沖縄機構理事 本日午後、このようにご報告をするお時間をいただきましてありがとうございます。沖縄科学技術研究基盤整備機構に関しましてご報告を申し上げたいと思います。

御存じとは思いますが、私どもが注力しておりますのは科学技術分野におけます研究開発です。

さて、この1番にも書いてありますように、その中でもまずは環境科学等の分野につきまして注力

するということをしてまいりました。そういうわけで、この分野で初期のP Iの採用をいたしまして、それを支えていくためのリソースの構築に当たりました。

人材につきましては後ほど話したいと思っておりますけれども、今、申し上げた分と合わせましてDNA、ゲノム、そしてコンピュータ科学、こういった領域におきましても能力を備えてまいりました。資料の方にも書いてございますが、共同研究の協定というものを策定いたしまして、DNAのシーケンシングセンターというものを立ち上げました。

それでは、研究員、リサーチャーの採用という次の部分に進めていきたいと思っております。この研究者の採用におきましては、ヒト以外の霊長類、こちらの研究におきまして3人ほど候補者が特定できておりまして、その3名の方に対しまして現在内示を提示しております。できれば、この方々に加わっていただけるように働きかけたいと思っております。

ちなみに、日本語の資料の3ページの(8)というところに今から移るところです。構造生物学の分野におきましては1名の研究者の採用をいたしました。スウェーデンのカロリンスカ研究所の細胞・分子生物学部の分子生物学教授を務めていらっしゃるウルフ・スコーグランド博士をお迎えすることになりました。

ちなみに、このスコーグランド博士ですけれども、博士論文の指導にも当たられる権威でございます。これにつきましては、細胞構造生物学の分野でそういったことを進めていらっしゃいますので、この先生に私どもの学校に加わっていただくということを大変楽しみにしております。

また、環境科学、コンピュータ生物学、システム生物学におきましては、若手代表研究者の採用というものを続けてきました。

ちなみに、この採用の質、そして採用の速度、ともに2012年の目標に見合うべく、一貫した形で進んでおります。その採用につきましては、これまで対象になってきた人物、それから審査委員会の委員の皆様のお名前は列挙されていますので、そちらをご覧くださいと思います。

それでは、6ページをご覧くださいと思います。成果の普及というところになります。国際的な学術誌などにおきまして、論文の発表は引き続き行っております。

日本語では6ページの3番の(2)と(3)という項目に該当するかと思います。引き続き他の大学からO I S T、私どもの機構の大学院大学に対して学生を迎え入れるための準備を整えておりまして、これに基づきまして2010年度におきましては学生を受け入れていきたいと考えています。

では、次に7ページの「大学院大学の設置の準備」の項目をご覧ください。現在、ここに私どもは力を入れておりまして、3つのグループの参加というものを促そうとしています。

まずは、文科省に対する申請のための準備に当たっております事務部門のグループです。これにつきましては各省庁、そして内閣府の方からご支援をいただいております、この場を借りてお礼を申し上げたいと思っております。

そして、2番目のグループは私どもの主任研究者、P I及び科学者と他大学のファカルティになります。学術分野に関しまして、詳細な部分につきいろいろなご指導をいただいております。

そして、3番目に設立委員会の委員の皆様です。ここには、私どもの機構の運営委員会のメンバーが入っております。こういう形で正式に動き始めておりまして、大学院大学の寄附行為や規則等の策

定につきましてご指導を賜っています。

では、和文の8ページになろうかと思えます。広報について書かれている部分をご覧いただきたいと思えます。広報につきましても引き続き力を入れておりまして、昨日は第2回目のオープンハウスを実施いたしました。数百名の方に御来場いただきました。

次に、9ページで業務の効率化に関する大項目があるかと思えます。重要なのは、現在の機構において、そして将来的には大学院大学において、このシステムと、そして手順というものを整備し、業務の効率化、そして資金やリソースの活用においても効率化ができるようにするということだと思っております。これにおきましては、業務のあらゆる側面、人事、研究の管理、そして共有のリソースやスペースといったものの利活用、こういったさまざまな業務分野に目を向けてまいりました。

そして、現在新しいシステムの構築をしております。これは、財務情報の管理に使うための新しいシステムで、より包括的に情報のセグメント別の視点を加えたものになる予定です。

次に、10ページに入札・契約の適正化という項目があるかと思えます。こちらにつきましては新しい方針を採用いたしまして、私どもとしましてはコストの削減を実現し、一方、申請をする、あるいはここに入札をする側から見た場合には利便性の向上をするということが実現されています。

そして、電子入札のプロセスも導入しました。これによりまして、入札におきましても成果を挙げています。

さて、給与水準につきましては引き続きこれを検討してまいりました結果、大分レベルの適正化が行われておりまして、あと1会計年度ぐらい過ぎましたら、恐らく期待されているレベルまでいけるのではないかと考えています。

それでは、「財務内容の改善に関する事項」というものが12ページにございますので、そちらに飛びたいと思えます。ご覧のとおり、外部からの資金調達が始まっております。これは今後、徐々に増やしていきたいと考えています。これを実現していくための支援を提供してくれる内部のチームも立ち上げました。

同じ12ページの次の項目、業務運営に関する部分で、「施設・設備に関する事項」というものがあるかと思えます。第一研究棟及び管理棟につきましては、予定どおり工事が進んでおります。新年早々にはそちらの方に移る予定でおります。3月28日に、ここで開会のセレモニーをする予定になっています。

ちなみに、研究者を第一研究棟、管理棟の方に移動させる部分につきましては注意深く計画を立てておりまして、時間的にも効率よく、そして経済的に行うように実施したいと考えています。

では、13ページの「人事に関する事項」をご覧ください。この項目に関しましては、私ども引き続き採用及び人事の管理という側面の強化をしております。非常にこの機構におきましては、また大学院大学におきましては、複雑で国際的なスタッフがそろっているということで注意が必要なのではないかと思ひ、強化を進めていくつもりです。

では、14ページの「社会責任を果たすための取組」です。新規ビルの建設に当たりましては、LEDの照明の導入をしております。これによって、かなりのコスト削減が実現できるのではないかと思ひます。研究機関のサイトとしましては、それこそこのLEDを導入する最初の機関の一つになるの

ではないかと思っております。新しい技術を採用する国際的な例として見ていただきたいと思っております。ほかにもエネルギー効率を向上させるような、例えば太陽光の利用といったものを今後でもできるところでは進めていきたいと思っております。

また、引き続き、安全で働きやすい職場環境の整備というものもスタッフのために進めています。

そして、キャンパスのビレッジゾーンの建設につきましても、今年度下半期におきましては取り掛かる予定となっております。

ご静聴ありがとうございました。以上でございます。

○大森委員長 引き続き、22年度の概算要求について簡単をお願いします。

○中村沖縄振興局事業振興室長 それでは、沖縄科学技術研究基盤整備機構に関する概算要求の状況ということで、資料4をご覧ください。

この機構の予算につきましては、沖縄科学技術大学院大学学園法の成立を受けまして、平成24年度までの開学の準備を着実に推進するために必要な経費ということで要求をいたしております。

目的の観点から見ますと、この資料の2番に書いてありますように大きく4つあります。

まず1つ目が、いわゆる経常的な経費ということでこれは先行的な研究を行っていくために必要な費用ですとか、今後のことで申しますと大学設置認可申請準備など、そういう事務的なことを進めていくための経費ということになります。

2番目が「新キャンパス関連経費」という言い方をしておりますけれども、今年度末から先ほど言及がありましたように第一研究棟が使えるようになるということで、現在うるま市の方に置いております研究機能などをそちらに移していくこととなりますので、これに伴って引っ越しですとか、新たに今まで置けなかった研究機器を整備するなどのための経費が必要になってくるということになります。

以上の2つが、いわゆる運営費交付金で対応している部分ということになります。

3番目が施設整備のための費用ということで、これも恩納村に順次、第二研究棟、第三研究棟というふうにその他つくってまいりますので、そのための費用です。

さらに、4番目で、この評価委員会の分科会の運営の経費というものがございまして、これらを全部合わせますとおおよそ150億円弱の要求金額となっております。今年度当初予算額と比べますと相当の増になっておりますけれども、研究員の増加などの体制の整備ですとか、(2)の「新キャンパス関連経費」といったものが特に大きな増加の要因になっているものと思っております。

ちなみに、この資料には書いてございませんけれども、この施設整備の要求につきましては実は平成21年度、今年度の補正予算にも計上されていたものがございまして、新しい政権になってから精査を改めて行った結果として執行停止ということになっております。

この経緯について若干ご説明をいたしますと、平成21年度の補正予算ではここにも書いてあります第三研究棟の整備を早期に行うという考え方で、その整備費の当初の半分というものを計上しております。8月の時点で22年度の概算要求を行ったとき、その後半の残り部分を含めた要求としておりました。

しかし、執行停止ということになりましたので、その前半の部分が言ってみればなくなってしまっ

たわけなのですが、その後の検討の結果、24年度までの開学には影響を与えないようにしないとけない。そういうことになりますと、やはり22年度には着手をして、23年度中には完成させることを目指す必要があるということで、当初21年度補正予算で、第三研究棟の1年目として半分を計上していたものを22年度の当初予算で要求していくという形で並行移動させた形になっております。

したがって、金額的には8月の時点の要求と10月の新たな要求とは全く同じ金額になっているんですけども、第三研究棟の整備のスケジュールという意味では先送りのようなことになっておりますので、今後、24年度の開学にきちんと間に合うように努力していく必要があると考えております。以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。ご説明がございましたが、何か質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、借上住宅規程等の制定につきましてご説明があるそうですので、お願いします。なるべく簡潔をお願いします。

○ヴィンセント沖縄機構財務・人事部長 ありがとうございます。

私どもの機構で、借上住宅の規程に関しまして見直しを図りまして、8月に新たなものができました。この規程の中で、2つほどポイントがあると思います。1つが、その借上住宅の規程です。そして、もう1つが役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規程です。これをベースにしまして、このOISTの中の規程として位置付けるということが今年の9月に行われました。つまりは、主務大臣の方に提出をしたということです。

では、この主務大臣に対して届け出をいたしました規程につきまして少し中身を説明いたします。

まず、借上住宅の規程の方からです。こちらにおきましては、役員及び職員の資格を持った者に対する住宅の借上げをOISTがするというを言っています。この資格ですけれども、日本国民ではないことと言っております。ですので、海外からこの大学院大学に勤めに来る人が対象となっております。

さて、この機構と、そして役員及び職員でどのような金銭的な負担をするのかという話ですが、これにつきましては上限が決まりました。最大で月20万円という賃貸料をOISTは対象とするということを決めております。今、申し上げた20万円という金額は、PI並びに役員クラスの待遇です。ですので、それ以外のメンバーにつきましてはそれぞれのレベルに応じて違う金額が設定されています。

また、この機構と、そして職員の内訳ですけれども、機構が80%を持ち、役員ないしは職員が20%を持つということになっていますので、最大で職員が払う賃料が4万円ということになります。これは、規程としましては私どもの機構が世界的にレベルの高い研究者を海外から引きつけられるようにということにかんがみまして設定した内容となっております。

これと合わせまして、役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規程も決まりました。先ほどと同様に、この規程につきましても主に海外からの研究者及び役員を対象としています。

また、この役員、そして特定の職員につきましては、それまでの雇用条件を踏まえて理事長が特別な処遇を認めるということも規程に盛り込まれています。これは、日々の諸々の支援が含まれるわけ

ですけれども、そこには育児支援なども入ってきます。ですので、こういった役員、それから研究者に対してOISTがどのような形でその部分の支援をしていくのかということにつきましては検討する必要があると考えています。

また、今、申し上げたような内容というのは、私どもと相当な世界の大学や研究機関において、レベルの高い研究者に対してどのような条件が提示されるのかということのを常に比較、ベンチマーキングをしながら変えていかなければいけないことだと思っています。

さて、こういっただれが支援の対象になるのか。または、どのような支援をしていくのかということについて、理事長を支援するためにこの特別の処遇に関する委員会というものを見立てました。この委員会にはOIST内のメンバーもおりますし、外部のメンバーもおりまして、理事長に対しまして諮問された結果を申し上げる委員会となっています。

そういうわけで、研究者をOISTに招き入れるために必要な個々の条件にかんがみることができるような規程にしておりますし、その一方で透明性のある形で決定をし、OISTのためになっていくような、そういう決定ができるようにということもかんがえました。

ちなみに、今の規程につきましては両方ともお手元の資料として提示をさせていただいております。加えまして、海外の大学ではどのような条件でこれが行われているのかということも参考までに御提示しております。

ありがとうございました。

○大森委員長 平澤分科会長、何か一言ございますればどうぞ。

○平澤委員 今、OISTは最も重要な段階に差し掛かっているというふうに私は認識しております。今年度を含めて、あと3年間で20PIから50PIに人員を増やす、研究者を増やすわけですが、その人事の過程というのは最も重要なアクティビティを規定するものだろうと思っているわけです。

それで、今、ご説明にもありましたように、トップクラスの研究者を確保するというのは至上命題なわけで、欧米を通じて彼らが取っている手段に負けないものがまず用意されるということが1つ。

それからもう一つは、今、選考委員会等のこともありましたけれども、それが透明性のある中で確かにトップクラスの人選ばれているということが内外の研究者から見てもわかるような形でやっていただきたいと思っています。

具体的に言えば、選考委員の名前は事後的にはやはり公開されるべきだし、選考過程における応募者数とかその内訳等というのもやはりデータとしては選考を決めた後、公開していただきたいと思っております。

それで、多少申しますと、ちょっと機会があつてヨーロッパで同じようなことを調べたんですけれども、プロアクティブリクルートという事前にリクルートするための対策を考えているわけですが、その中身というのは私が想像していたよりもはるかに充実していると申しませうか、そういう充実しているシステムを相手にして、沖縄には是非勝っていただきたいと思っているわけです。

それで、優秀な研究者は一気に採用できるわけではないわけで、いわば高等研究センターのようなものを用意しておいて、そこに3か月から2年くらいの間、来ていただいて試しの期間、お互いのお見合いの期間のようなものを設定し、そこで両者が納得して採用に移っていくというシステムがある

わけです。

その際に今、ご説明にありましたようにポータブル・ペンションとか、それからダブル・キャリアプログラム、これはパートナーのどちらかを採用するときに、もう一方の方のキャリアも保証するという制度であります。それからまた、ファミリーサポートプログラムというものも用意されているわけなので、こういうものの内容がやはり国際レベルに十分達していて、あるいはそれらを凌駕するといったような条件を是非整えながら、最高レベルの人たちを集めていただきたいと思っております。

○大森委員長 ありがとうございます。今のようなご説明ですけれども、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続き頑張ってやっていただければと思います。ありがとうございました。

(注) バックマン理事及びヴィンセント部長の発言部分については、会合の場における通訳によるもの。

(沖縄機構関係者退室・北対協関係者入室)

○大森委員長 それでは、引き続きまして北対協からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○間瀬北対協理事長 理事長の間瀬でございます。一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、常日ごろ当協会の活動に御理解と御支援をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

2009年上期には入出国カード問題、新型インフルエンザの流行、改正北特法に関する問題等が次々と発生いたしまして、一時は交流事業の中止が危惧されるような場面もございましたが、関係府省のご尽力もいただきながら、これを何とか乗り切って上期事業をほぼ計画どおり実行することができましたことをまずご報告申し上げます。

ロシアは年度当初から北方領土問題を交渉材料に、我が国にさまざまな揺さぶりをかけてまいりまして、経済協力を引き出そうとする態度が顕著に見られました。これは、悪化の一途をたどる自国の経済を、我が国の経済協力によって立て直したいというロシアの強い思惑によるものと思われまふ。したがって、現在の状況は、我が国は経済協力という交渉カードを持って有利にロシアと交渉できる環境にあると言えますが、日本国内におきましては64年間にわたる返還要求運動にかかわらず、いまだに先が見えない現状に対して、関係者に焦燥感がますます強まってきておりますし、ロシア側は経済協力の引き出しにますます重点を移してきているというのが現状でございます。

当協会といたしましては、役職員一同、北方領土問題は我が国の主権と威信にかかわる重大な問題である。今こそ全国民が一丸となって政府の外交交渉をしっかりと後押しすることが大切であるということに改めて肝に命じまして、一日も早い返還実現のためにさらなる努力をしていく所存でございます。

委員の皆様におかれましても、当協会の活動に引き続き絶大なるご指導、ご支援をお願いいたします。ありがとうございました。

○大森委員長 それでは、上期の執行状況と、引き続き予算につきましても一括して、恐縮ですが、簡潔にお願いいたします。

○岩崎北対協事務局長 承知いたしました。

お手元の資料の6でございます。1ページでございますが、業務運営の効率化ということで、業務

の効率化並びにいわば経費の節約という計画を立てております。

一般管理費でありますれば、今期は前期に比べて7%の削減をしておりますとか、事業経費は毎年度1%削減するというような目標、計画を立てております。そこには、そのために行うべき努力目標を書かせていただいたところがございます。

次に2ページ以降でございますが、国民世論の啓発の関係の事業でございます。

まず返還要求運動の推進ということでございますが、計画といたしましては年間100回以上の適切な支援を行うという計画を立てておりますが、3ページの冒頭でございますけれども、8月の強調月間の実績が中心の表でございます。支援状況は26回という数字で、現段階は実績になっております。来年2月にもう一つ強調月間がございますけれども、こちらが実は各県民会議あるいは関係の団体の行事がたくさんございます。これらを含めると、100回をオーバーするということになる行事でございます。

それから、4ページをご覧いただきたいと思っております。中ほどでございますが、この啓発事業、大会に合わせまして学識者の方でありますとか元島民の方々に講師としてお願いをいたしております。こちら9月末現在13回という実績になっておりますが、年間では40回を超える回数のお願いができております。

4ページの下段でございますが、返還要求運動関係の県民会議などの事業計画の内容あるいは見直しをするという場面で、必要な会議を開催するという計画を立てております。本年4月には今年度の啓発事業の実施計画の内容説明及び関係事業の実施等についての協議を行うという目的のために、全国に配置をいたしております推進委員の全国会議を開催したところがございます。

なお、先週金曜日でございますが、中間的な取りまとめ事業の総括をするということで、都道府県民会議代表者全国会議を開催したところがございます。

このほか、5ページから8ページまでに全国会議とは別にブロック単位での開催なども行っていただいております。この状況をまとめさせていただいております。後ほどご覧をいただければと思っております。

8ページになりますが、領土問題あるいは返還要求運動の理解を深めていただくということから進めております広報・啓発事業の関連でございます。

標語の募集ということでありますけれども、本年も9月末期限で標語の募集を行ったところであります。昨年よりも880通ほど増えました3,830通の応募をいただき、10月28日には10作品を当選作として選ばせていただいたところがございます。このうち、最優秀標語につきましては来年用のポスターカレンダーになりますが、現在製作を進めているところがございます。

9ページから16ページにかけて、今中期の重点項目であります返還要求運動の後継者育成ということで、青少年の育成でありますとか、教育関係者に対する啓発の事業を9月末現在までの状況でまとめさせていただいております。

9ページにおきましては、例年7月に北方少年交流事業というものを実施いたしております。本年も7月22、23日に根室管内、1市4町に在住する元島民3世の中学生が中心でありますけれども、7名の中学生に来ていただいて、総理、北方担当大臣あるいは外務副大臣、文科省を訪問して、領土

問題に対する自分たちの思いを伝えていただいた。合わせて、関東甲信越で同世代の青少年の交流事業を行っておりますが、こちらに参加をして意見交換をしたという事業でございます。

10 ページ、11 ページになりますが、根室におきまして中学の社会科の先生が中心でありますけれども、教育指導者あるいは中学生、合計 120 名ほどを対象にした現地研修会を 8 月に開催をいたしました。

また、全国から推薦いただいた大学生 43 名ほどでございますけれども、現地での「北方領土ゼミナール」を 9 月に開催をしたところでございます。

そのほか、12 ページから 15 ページにまとめておりますが、全国各ブロックにおきましても教育指導者の研修会でありますとか青少年育成事業を、それぞれ開催させていただいたところでございます。

16 ページの中ほどでございますが、教育関係ということで、「北方領土問題教育者会議」の設立を平成 15 年から私ども協会は進めております。学校教育における領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議主導によります教育者会議の設立をお願いしているところでございます。現在では 33 の都道府県で設立され、活動をしていただいております。

16 ページの下段の「わかりやすい情報の提供」でございますが、ホームページの充実ということに努めております。常に最新の情報の提供を行えるように更新をしているところでございます。

17 ページ以降でございます。北方四島の交流事業でございますが、先ほど理事長から今年の状況について申し上げます。少し不安定な状況の下でもありましたけれども、私ども協会の訪問事業を 4 回、受入事業として 6 月に富山県で青少年を 1 回、更に 10 月になりますけれども、大人を対象にした岩手県での受入れ、合わせまして 2 回、実施ができたところでございます。これをもちまして、本年の交流事業はすべて終了ということになっております。

これまでの平成 4 年からの積上げでございますが、現在 1 万 6,400 人の交流が実施されたという結果になっております。

なお、この受入事業の関係であります。評価委員の先生方から受入事業でアンケートを実施してはどうかというご意見、ご指摘をいただいたところでもありますので、本年の受入事業は 2 回ともアンケートを実施させていただきました。結果につきましては、全体のご報告をする際に合わせてご報告させていただければと考えております。

21 ページでございますが、交流事業に使用いたします船舶の確保という事業でございます。これは、公募の内容が専門的な内容の検討等でやや選定作業が遅れて、20 年度中の契約を目指すという計画が遅れて達成できておりませんでしたけれども、本年の総合評価におきましてもこの辺のご注意をいただいたところでもあります。本年の 9 月 29 日になりまして、企画内容等を審査いただく審査委員会で業者の選定をしていただいたところでもあります。10 月 1 日には落札業者を決定して公表させていただきました。今後、平成 24 年の供用に向けての新船建造でありますけれども、必要な作業を進めるといふ段取りになっております。

それから 22 ページでございますが、元島民に対する援護の事業でございます。元島民の研修会への支援、23 ページの下段であります。元島民によります例えば元居住地図の作成等々、これまでに関連の資料が収集整理されております。これからは情報の発信作業ということで、現在必要な作業を

していただき、これに対する支援を行っているところでございます。

24 ページで、もう一つは元島民による自由訪問、いわゆるふるさと訪問と言っておりますが、これに対する支援でございます。本年も、計画どおり4回実施されております。

24 ページの下段以降は、融資事業の関係でございます。

まず 25 ページであります。昨年4月からいわゆる融資対象者の拡大が行われました改正法がございますが、これの内容周知を徹底するということが必要な相談会あるいは融資説明会を開催させていただいたところでございます。

26 ページでございますが、融資の関係でありますので、どうしてもリスクというものが出てまいります。「リスク管理債権の適正な管理」ということでありまして、9月末現在の貸付決定額が6億400万円ということになっておりますが、リスク管理債権、特にこういうリスクを縮減するために電話でありますとか文書あるいは督促、面談等によります不良債権の回収に努めております。

26 ページの3の(ア)でございますが、9月末現在のリスクの関係で1億4,000万円ほどございます。割合は2.44%ということで、これは平成19年の全国の金融機関の19年度平均リスク率が3.11%であります。これ以下に抑制をするという計画を持っておりますが、現段階では2.44%でその計画を達成することができております。

以下、27 ページ以降、予算と人事に関係いたしましては省略をさせていただきます。9月現在までの事業の実績でございます。

雑駁で失礼いたしました。以上であります。よろしくお願いをいたします。

○大塚北方対策本部参事官 それでは、続きまして資料の7をご覧くださいと思います。来年度の北対協関係の予算の状況でございます。

I といまして「一般業務勘定」でございますが、その区分欄の収入、支出、それぞれ合計欄をご覧くださいますと、平成21年度予算額は6億5,200万円に対しまして22年度要求額は8億7,700万円と、2億2,000万円余りの増要求という形になっております。

その下に「増額経費の主なもの」ということでございますが、当然運営交付金等につきましては算定ルールをベースにしながら新たな要求にもこたえていくということで①と②、1つは先ほどお話が出ました後継船舶がいよいよ間もなく契約を締結しまして設計、そして建造作業へと入っていくわけですが、きちんとそういった当初の基本的な仕様どおりに作業が進んでいくかということをチェックするための建造管理、このための経費ということで約1,000万円、これは3年計画の2年目ということですが、計上しております。

それから②です。これも先ほど実績のご説明がございましたように、自由訪問というものを今は年に4回行っておりますが、元島民の方々が高齢化する中で少しでも回数を増やしてほしいという御要望もございます。そういう中で、もう1回追加して5回にすべく、予算的には1,200万円の要求とさせていただきます。

そして、3つ目が今回の増要求の大きな要素になるわけですが、「施設整備費」ということで北方の隣接地域、根室とその隣の別海町にございます、それぞれ北方館と別海北方展望塔という施設がございまして、ともに築約30年を経過して非常に老朽している。なおかつ、バリアフリーとかエネル

ギー効率といった意味での問題があるということで、実は 21 年度の補正にこの改修費用を計上いたしました。今、この内閣の下での方針で執行停止と相なっております。

ただ、改修の必要性は引き続きあるということで、来年度要求に改めて計上させていただきました。そういう内容でございます。

続きましてその裏でございますが、「貸付業務勘定」の方になります。こちらは、貸付事業費補助金といたしまして前年度に比しまして約 1,000 万円程度の減要求となっておりますが、これは主に長期借入金の利子補給の部分で、要するに支払利息の減等が見込まれるということで、そういったようなものを反映した結果、このような減要求となっているものでございます。

予算の概要については以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きよろしくお願いたします。ご苦労様でした。

当初、5時半に終わる予定だったのですが、やはりご説明が長引いていまして、あと 1 法人ございますので、もうしばらくお付き合いいただきます。

(北対協関係者退室・国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 お待たせいたしました。それでは、早速ですけれども、国民生活センターの方からご説明をいただきます。まず、執行状況についてお願いします。全体的に遅れていますので、簡潔にお願いします。

○中名生国民生活センター理事長 わかりました。

ご説明の機会をいただきましてありがとうございます。国民生活センターの今年度上半期の業務執行状況について、私から 3 点申し上げます。

第 1 点は、消費者のための安全・安心に関する情報の提供ということで、今年度も国民生活センターでは大体、月に 2 回というペースで記者説明会を行ってさまざまな情報提供を行っております。中期計画の中では年間 50 件の情報提供というものが目標に掲げられておりますけれども、今年度の上半期で 27 件の情報提供を行っているという状況でございます。それから、お陰様で新聞、テレビ、マスコミの方々には随分よくそれを報道していただいている状況でございます。

第 2 点は、消費者問題についての ADR と申しましょうか、裁判外での紛争解決手続きということです。これは去年の通常国会で国民生活センター法が全会一致で改正されまして、それがこの 4 月から施行ということで、具体的な業務を始めております。これにつきましては、当初年間 100 件くらいが目安と言いましたけれども、始めるまでは果たしてそれだけの件数の申請があるのか、こなせるのかというのはちょっと心配でありましたが、この上半期の実績として 48 件の申請がございました。10 月まで入れますと 60 件を超えるという状況でありまして、お陰様で順調に滑り出しているというふうに思っております。

第 3 点は、地方の消費者行政の支援ということでございます。これにつきましては、後ほどまたご説明申し上げますけれども、例えば各県ごとにその県内で消費者問題への対応が遅れている市町村に国民生活センターが直接ベテランの相談員を委嘱いたしまして、もちろんお金を負担して回っていた

だくというような事業を今年度から始めております。

それから更に申し上げますと、相談員の方が相談に対応するためにはP I O-N E T情報が非常に重要なんですけれども、今までは非常に数が限られておりましたのを今年度末までに全国の消費生活センターで仕事をしておられる相談員、1人1台の体制まで抜本的に拡充したいということでやっております。

あとは、田口理事の方から資料に沿ってご説明申し上げます。

○大森委員長 田口さんはいつもご丁寧な人ですので、簡潔にお願いします。

○田口国民生活センター理事 わかりました。

それでは、上期の執行状況につきまして、かいつまんでご説明申し上げます。お手元の資料の8をご覧くださいと思います。

まず業務の効率化関係ですが、一般管理費と業務経費についてはそれぞれ3%、1%ずつのカット、これを前提にした実施計画予算を策定しております。

人件費につきましては、対前年度比1%減という中で実施計画予算を策定しております。

給与水準につきましては、毎年度ラスパイレス指数の引下げに努めてきておりまして、ここにごさいますとおりでございます。この状況について、公表をしているということでございます。

2ページに移りまして、「随意契約の見直し」でございます。随意契約見直し計画では、原則として22年度までにすべて一般競争入札等に移行するという目標を定めておりますので、この計画に沿って着実に実施しているところでございます。

「保有資産の有効活用」につきましては、今年度から相模原事務所の施設の企画・管理・運営について市場化テストを実施したところでございます。

東京事務所につきましては、品川税務署の移転に併せて、この事務所に求められる情報発信等の機能を十分発揮しながら消費者行政の強化につながる移転先を確保すべく、情報収集を実施しているところでございます。

2からは、個別業務に関する実施状況でございます。

まず(1)は情報の収集・分析・提供でございますが、その中心をなしますP I O-N E Tにつきましては抜本的に刷新するというので、システム構造及びプログラムの設計に着手したところでございます。

端末については、全国各地のセンターに追加配備をするということで、約400か所に追加する予定で現在作業を進めております。

それでは、次に3ページに移っていただきたいと思ひます。②でございますが、「早期警戒指標の整備」についてということでございます。P I O-N E T情報に基づく監視・分析に役立てるということで、昨年度、急増指標と特商法指標という2つの指標を開発いたしまして、今年の6月からその指標を定期的に中央省庁等に提供を開始したところでございます。

それから、③の「事故情報データバンク」につきましては既にシステム開発に着手しておりまして、今年の末から事故情報等の共有化を図るべく作業中でございます。

下の方の④の「消費者トラブルメール箱」につきましては、情報を収集するだけではなくて、アド

バイス等を年間 50 件以上、ホームページ上で提供するという事です。これに沿いまして、今年度も上期には 14 件について提供をしたところであり、11 月現在では 36 件と、半分以上提供しております。

それから、一番下の「調査研究」については、今年度は昨年度に引き続き学童保育サービスに関し、調査研究を進めているところでございます。

それでは、4 ページに移ります。(2) の「国民への情報提供の強化」でございます。これは冒頭に理事長が申し上げましたとおり、報道機関等を通じた情報提供に特に力を入れているところでございまして、今年度も記者説明会を月に 2 回以上、年度上期では 27 件の情報提供を実施したところでございます。年間目標の 50 件を上回るペースで上期は進んでおります。内容的には、消費者取引の関係でここにありますが 10 件、危害情報関係で 7 件、商品テスト関係で 10 件という状況になってございます。

次に 5 ページでございますが、国民への情報提供に当たっては事業者名を含めた公表に積極的に取り組むということで、年度上期には 13 件の情報提供において事業者名を含めて公表を実施したところでございます。

②は、ホームページ等でございます。

まずホームページにつきましては利用者の利便性の向上を図るということで、今年度上期では消費者の方々の関心の高いテーマについて掲載する「相談トピックス」のコーナーを新設したところでございます。

また、緊急性が高い問題については、例えば新型インフルエンザ関連とか、自然災害に乗じた悪質商法への注意とか、こういうコーナーを新設しております。

出版物につきましては、『月刊国民生活』の特集テーマについてアンケート結果などを踏まえて企画をしたところでございます。

6 ページに移らせていただきます。2 段目の『くらしの豆知識』、これは大変好評でございまして、毎年多くが利用されているということで、今年は「くらしのセーフティネット」を特集テーマとして去る 9 月に発行いたしております。

「高齢者や障害者等への情報提供」としては、高齢者版の『見守り新鮮情報』、あるいは子供版の『子どもサポート情報』をそれぞれ発行したところでございます。

下の方に移りまして、(3) で「苦情相談の充実・強化」に関しましては、まず各地消費生活センターからの経由相談でございますが、専門的な相談の充実・強化を図るということで、金融・保険、情報通信、特商法、こういった専門チームを組んで処理が難しい問題への解決に取り組んでおります。こういう形で、年度上期には 2,468 件の経由相談を受けまして、共同処理とか移送という形で事業者との交渉を実施しております。

それから、7 ページに移りまして消費者の方々からの「直接相談」につきましては、年度上期には 2,497 件の相談を受け付けました。また、首都圏 8 センターなどと共同で高齢者被害特別相談を実施したところでございます。

また、今年度からは地方支援という意味合いもありまして、土日祝日に相談窓口を開設するという

ことで、上期にはそのための準備を進めたところでございます。

個人情報に関する相談は、年度上期約 900 件を受け付けております。

それから、(4) の裁判外紛争解決手続でございますが、法改正を受けて今年の 4 月にスタートしておりまして、9 月までで 48 件の申請があり、和解の仲介手続を実施しております。このうち 12 件については既に手続きが終了ということで、立ち上がりとしては大変順調なスタートが切れたと思っております。

(5) は「関係機関との連携」でございます。

まず「消費者庁」については 9 月に正式に発足したところでございますが、当センターの間では 2 段目にありますように随時連絡会議を開催して情報共有を図っております。

また、内閣府なり、9 月以降は消費者庁を通じて関係行政機関へ政策提言、情報提供を行っております。

次に 8 ページでございますが、「消費生活センター」との連携といたしましては、P I O-N E T の運営に関する情報でありますとか早期警戒指標を『消費者行政フォーラム』という P I O-N E T の情報ネットワークですが、このフォーラムに掲載いたしますとともに、その下の段にございますように「消費生活相談緊急情報」、いわゆるマル急と言われるものを毎月 2 回、電子配信いたしますとともに、印刷物でも発行いたしております。

また、『製品関連事故情報』につきましては、これまで隔月発行でしたが、今年度からは毎月発行としております。

「国の行政機関」との連携に関しては、事業者の違法・不当行為等について、行政機関等からの P I O-N E T 情報の提供依頼に対応いたしますとともに、所要の情報提供を実施したところでございます。

④の「独立行政法人」との連携につきましては、ここにあります N I T E とか F A M I C といったような機関との間で事故情報やテスト情報の共有、あるいは研修会等に講師を相互派遣するというような形で連携を深めております。

「法令照会への対応」は従来どおり裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体からの法令に基づく照会への対応をいたしております。

「情報公開」は、上期で 585 件の請求に対応ということでございます。

(6) は「研修の充実」でございますが、地方公共団体職員・相談員向け研修への重点化、これにつきましてはこれらの方々への研修を年度上期 38 コースを実施いたしております。

9 ページに移りまして、これら相談員等の方々への研修につきましてはコースごとに受講者に対するアンケート調査を行いまして、5 段階評価で平均 4 以上の評価を得るという目標を立てておりますが、年度上期では満足度の評価としては 4.6 ないし 4.9 の結果を得ております。

それから、②の専門相談員資格認定制度につきましては受験者の増加に努力しているところでございまして、その次の 2 段目にございますように、今年度は前年度 749 名の受験者がおりましたが、これを大幅に上回る 2 倍以上の 1,563 名の受験申込みを受け付けて、第 1 次試験は既に終了いたしております。

また、資格取得者の5年ごとの資格更新に際しましては、東京と大阪で資格更新講座を開催したほかに、全国各地で指定講座というものを設けておまして、それも合わせて実施しております。

それから、研修の中で消費者向けあるいは企業向けの研修については市場化テストを導入するというので、これにつきましては官民競争入札を行った結果、当センターが実施することとなりました。

(7)の商品テストにつきましては、まず生活実態に即した商品テストを実施するというので、年度上期には48件の商品テストを実施しております。このうち10件については、幅広くテストを行い、公表をしたところでございます。

10ページに移りまして上から2段目でございますが、こうしたテスト結果につきましてはテスト分析・評価委員会の評価を受けることになっておりますが、今年度上期では14回開催し、評価結果を業務に反映しているところでございます。

「商品テストの効率的な実施」に関しては、大学が有する専門的な知見を活用したり、外部の試験研究機関などにテストを委託するといったような形でテストの効率化に努めております。

商品テスト実施機関の情報収集・提供に関しては、テスト実施261機関に関する情報をホームページに掲載して情報提供をいたしております。

(8)の「中核機関としての役割強化」に関しましては、年度上期には消費者庁との連携について必要な調整を行って情報共有に努めているところでございます。

11ページに移らせていただきます。(9)は「地方公共団体に対する支援」でございます。地方の相談体制を強化するというので、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させて助言・指導を行うというもので、年度上期には34件で300人近い相談員による巡回訪問を実施したところでございます。

3から7の(1)までは、特に該当事項はございません。

7の(2)で「人事に関する計画」につきましては、業務運営の効率化により引き続き常勤職員の増加抑制に努力いたしますとともに、職員の研修会参加等を図っております。

12ページは特にございません。

以上でございます。

○大森委員長 9月1日に消費者庁が新設されまして、その中に地方協力室というものができました。その室長さんが今日は概算要求のご説明をされるということです。

○甘利消費者庁地方協力室長 消費者庁の消費者情報課地方協力室の甘利と言います。消費者庁ができて、この9月から国民生活センターを担当することになりました。よろしく願いいたします。

資料9に沿いまして、国民生活センターの平成22年度予算概算要求状況でございます。

「要求概要」でございますけれども、22年度の運営費交付金の算定に当たりましては、「平成22年度予算編成の方針について」及び「消費者行政推進基本計画」、それから中期目標を踏まえて必要な事業について算出しているところでございますけれども、前年度交付金と同額の要求ということで要求させていただいております。

2ページ目をご覧いただきたいと思いますが、22年度概算要求の表がございます。

収入の部でございますけれども、運営費交付金が21年度は32億200万円であったところ、22年度

の要求として同額の要求ということでございます。事業収入等も変わりはありません。

支出のところをご覧くださいますと、業務経費が21年度17億8,700万円だったところ、22年度では18億2,800万円ということになっております。この内訳でございますけれども、既定分の効率化等による減が2,000万ほどございますが、商品テストの機能強化ということで6,000万ほど増がございます。

2ページ目の最後のところに増額の内訳を説明してございますけれども、商品テストの機能強化ということで、専門性が高く高度な技術を要する原因究明テスト事業への対応経費ということでございます。その結果、業務経費全体では4,000万円の増額要求ということになってございます。

また、一般管理費、人件費につきましては既定分の効率化による減を反映したものとなっております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続き頑張ってやっていただきたいと思います。ご苦労様ございました。

(国民生活センター関係者退室)

○大森委員長 それでは、今後の予定について簡単をお願いします。

○丸山政策評価広報課長 今後の予定につきまして、簡単にご説明いたします。

資料の10をご覧くださいと思います。まず年明けの2月でございますが、評価委員会を開催していただきまして、公文書館の第3期、新中期目標(案)についてご審議をお願いしたいと考えております。

また、分科会におかれましては2月から3月に開催いただきまして、年度評価を行うための評価基準の見直しなどのご審議をお願いいたします。

なお、公文書館の分科会につきましては新中期目標(案)の審議がございますので、評価委員会に先立って開催をお願いしたいと考えております。

次に、3月でございますけれども、評価委員会を開催いただきまして、公文書館の新中期計画(案)、そして中期目標の期間終了に伴う実績評価の取扱いについてご審議をお願いしたいと考えております。

なお、7月以降の日程につきましては年明け、3月の評価委員会におきまして改めてご報告をさせていただきますと考えております。

今後の予定につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料の11をご覧くださいと思います。2月から3月に予定されております評価委員会を開催いただくために日程調整を行う必要がございます。各委員のご都合をお知らせいただくために、この日程確認表は両面になっておりますけれども、配布させていただいております。こちらにご都合をご記入いただきたいと思いますのですが、できましたら本日お帰りの際、事務局へ御提出いただければ幸いです。

本日、ご提出が難しい場合には後日、事務局よりメールにて電子媒体をお送りしますので、今月末

までにご返信いただければ幸いです。

なお、2月の評価委員会は2月の中旬ごろの開催、3月の評価委員会につきましてはその後の事務的な協議、作業の準備もございますので、できましたら3月上旬の開催をお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 それでは、そういうことでよろしくお願いいたします。

ちょっと今日は長引きましたが、以上とさせていただきます。ありがとうございました。